

○東京藝術大学資金管理規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成16年9月16日 平成23年5月20日
平成25年10月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大会計通則（以下「会計通則」という。）の定めるところにより、本学における資金の効率的調達と運用の手續について必要な事項を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則における資金管理業務とは、資金の調達と運用に関する全ての業務をいう。

(資金繰計画)

第3条 学長は会計通則第41条に規定する資金繰計画（以下「年次資金繰計画」という。）を作成する際には、資金管理の有効性を考慮し、長期的な資金需要に対して長期借入や東京藝術大学法人債の発行の要否を検討しなければならない。

2 会計通則第23条に規定する経理責任者（以下「経理責任者」という。）は年次資金繰計画をもとに、次の各号に掲げる資金繰計画を速やかに作成し、学長に報告しなければならない。

(1) 四半期資金繰計画

(2) 月次資金繰計画

3 経理責任者は、支払予定等を勘案し、前項に規定する資金繰計画を随時見直さなければならない。

(資金管理実績の報告)

第4条 経理責任者は資金管理の実績を毎月、学長に報告するものとする。

2 経理責任者は、安全確実な資金管理について疑義が生じた場合など必要と判断した時には、遅滞なく学長に報告しなければならない。

第2章 借入金及び東京藝術大学法人債

(短期借入金)

第5条 学長は一時的な資金の不足を調整するため、会計通則第43条による短期借入を行う場合には、借入先、借入金額、借入利率、返済期限、担保の有無等を決定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業資金に予測のできない不足等が生じ、支払いができなくなる事態を回避するために、あらかじめ取引金融機関と当座借越の契約を締結することができる。

3 前項に規定する当座借越の契約を締結しようとするときは、経理責任者は、借越限度額の設定について学長の承認を得なければならない。

4 経理責任者は、当座借越に至った場合には、その理由、借越の額及び期間について学長に報告しなければならない。

(長期借入金)

第6条 学長は第3条第1項の年次資金繰計画に基づき会計通則第44条による長期借入を行う場合には、借入先、借入金額、借入利率、返済期限、担保の有無等を決定しなければならない。

2 前項に規定する長期借入を行うときには、経営協議会の審議の後、役員会の議を経なければならない。

(東京藝術大学法人債)

第7条 学長は第3条第1項の年次資金繰計画に基づき会計通則第44条による東京藝術大学法人債を発行する場合には、発行金額、発行利率、償還期限、担保の有無等を決定しなければならない。

2 前項に規定する東京藝術大学法人債を発行するときには、経営協議会の審議の後、役員会の議を経なければならない。

第3章 資金の運用

(資金運用の原則)

第8条 資金は資金繰計画に基づき適切有効に管理して、安全有利にその運用を行わなければならない。

(資金運用の対象)

第9条 資金運用の対象は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条により、具体的には学長が定めることとする。

(有価証券)

第10条 資金繰計画に基づく有価証券の取得及び処分については、経理責任者の承認を得なければならない。

2 前項の場合以外に有価証券を取得又は処分する場合には、学長の承認を得なければならない。

第4章 雑則

(雑則)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。